

## **2 その他主要施策について**

### **(1) 災害対策等**

# 災害救助への備え

- 災害救助法による応急救助は、災害発生によって現に救助を要する方に対し、緊急的かつ一時的に行うもの⇒日頃からいざというときの備えが必要

## 1 被害状況の迅速な把握

- 日頃より市町村の被害状況等に関する情報収集や連絡手段等について複数方法を検討

## 2 避難所の運営等

- 被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策
- 避難所の運営に女性の参画を推進するとともに、避難所の開設については、女性のニーズや視点を取り入れるなどの工夫

## 3 福祉避難所の設置・推進

- 福祉避難所に対する理解と事前指定の推進に向けた取組み
- 紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材について、平常時から、備蓄又は関係団体等との協定を結ぶなどの準備
- 災害時要援護者避難支援プランの策定の推進

## 4 応急仮設住宅等の提供

- 事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成しておくとともに、施工業者と協定を結ぶなどの準備
- 手すり、スロープの設置や敷地内通路を簡易舗装する等、物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とする
- 管内民間賃貸住宅団体と協定を結ぶ等、民間賃貸住宅の空き住戸の把握や発災時の入居手続き等の確認をするなどにより、早期の避難所解消に向けた取組の推進

## 5 住宅の応急修理

- 実施要領を作成し、工務店等の応急修理を実施する事業者を予め指定し、名簿を作成しておくなどの準備

## 6 医療（救護班）

- 発災時、救護班の派遣がスムーズに行えるよう、医療関係団体と協定を結ぶなどの準備
- 発災時に救護班の活動を調整する仕組みの構築

# 社会福祉施設等の防災対策の強化

(社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金)

## 1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の目的

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進することを目的とする。

## 2 交付金の規模

平成21年度補正予算額 1,062億円

※ 平成23年度3次補正予算で、27億円を追加

## 3 交付金の交付先

交付金は申請に基づき、都道府県に交付する。(国庫補助率：定額)

なお、交付金は、補助金等適正化法の適用の対象とする。

## 4 基金の設置主体

都道府県(政令指定都市、中核市を含まない)

## 5 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

※ 平成23年度3次補正予算で、24年度中に着手した事業についても、事業完了まで交付対象とすることとした。

## 6 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、都道府県に基金を造成し、耐震化整備事業及びスプリンクラー整備を実施する。

※ 執行に当たっては、福祉避難所としての施設の活用等を見据えた地域の防災機能の向上についても留意することが重要。

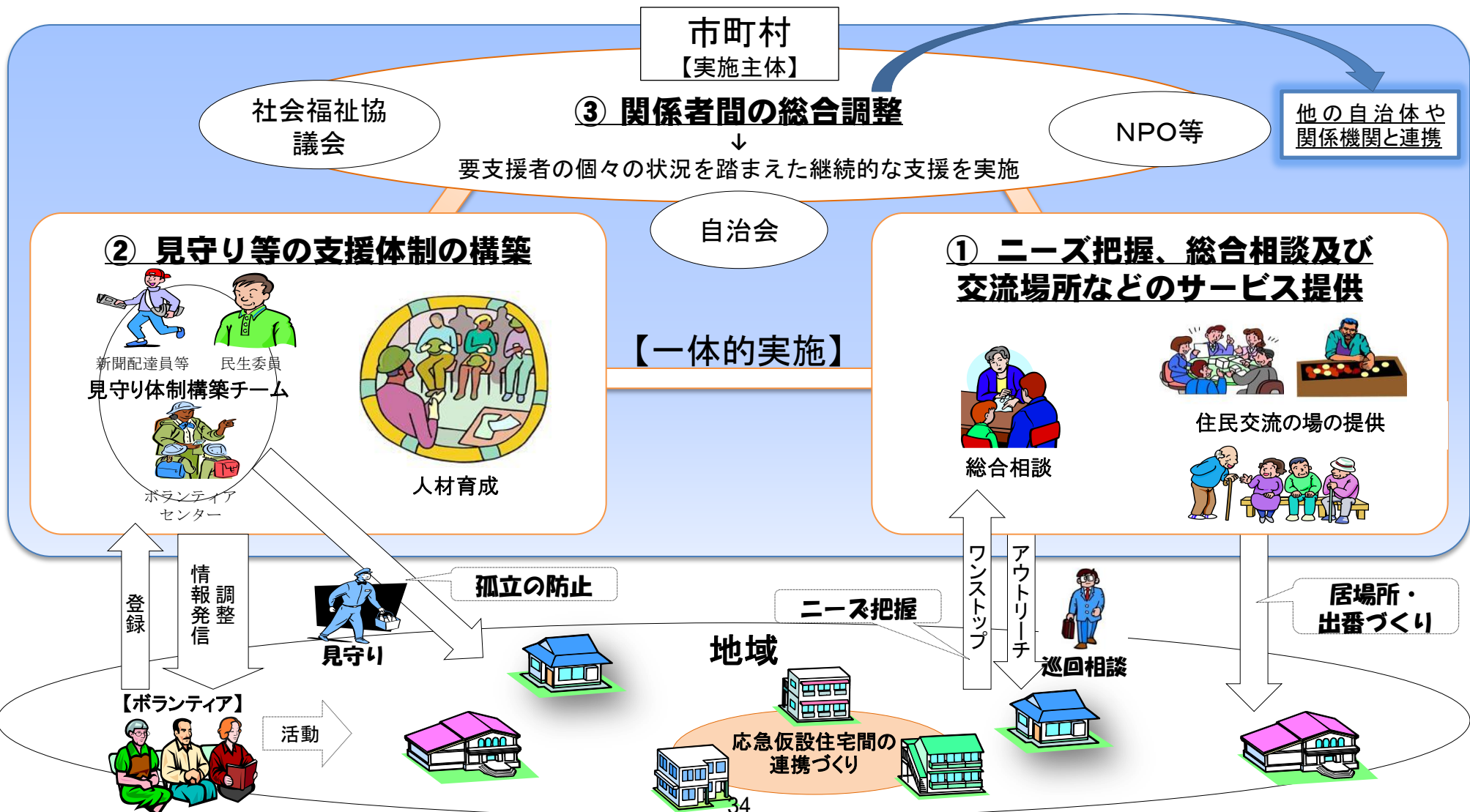
# 地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

平成23年度第3次補正予算  
145億円のうちの40億円  
補助率:定額(10/10相当)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

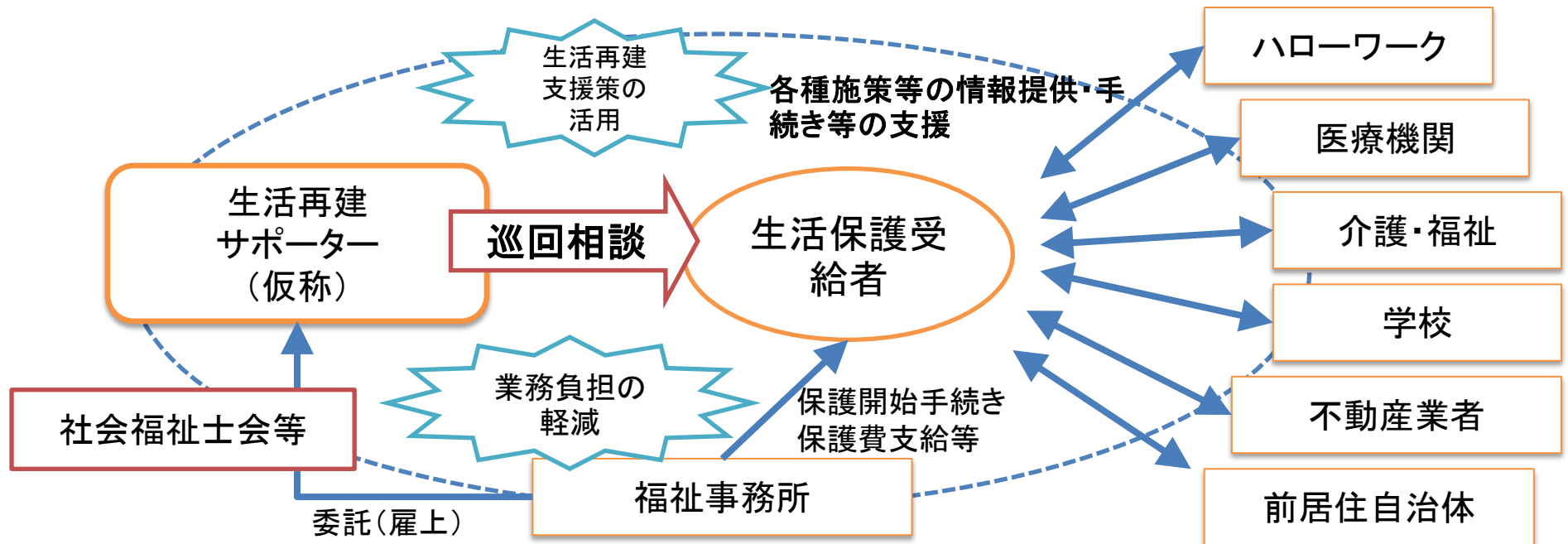
- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供
- ②見守り等の支援体制の構築
- ③関係者間の総合調整



# 被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業について

- 生活保護受給者は、もともと社会的なつながりが希薄な者が多く、被災し、生活基盤の多くを失った中で、生活を再建していくためには、個別支援が必要不可欠。
- 特に、遠隔地に避難している場合は、地縁等もない中で日常生活全般にわたって様々な生活再建の支援が必要。
- 各自治体では、受給者が急増する中で業務負担が増大しており、ケースワーカーが十分な支援を行うことは困難。

- 社会福祉士会等への委託により、被災生活保護受給者に対する巡回相談を行い、各種の施策の活用を支援する「生活再建サポーター」を配置。
- 被災生活保護受給者の早期の生活再建と、被災地や被災者を多く受け入れている自治体の業務負担の軽減を図る。



## **(2) 福祉・介護人材確保対策**

# 1. 介護人材確保の現状と課題

## 介護人材に係る労働市場の状況

- 介護職員数は約140万人(平成23年度)  
→ 団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年には、約213～244万人の介護職員が必要となる見込み。
- 介護分野で働く介護福祉士の数は約45.5万人(平成21年度。介護職員に占める割合は33.9%)  
→ 近年、年間5万人程度増加。
- 介護分野の有効求人倍率は平成22年夏以降、上昇傾向(平成22年度:1.38倍→平成23年11月1.83倍)  
→ 介護人材の不足感が高まっている。

## 課題等

- 引き続き、介護人材確保対策を講じていくことが重要。
- 現下の厳しい状況にある雇用失業情勢の中、人材確保が困難な状況が続いている介護分野は、地域における成長分野として位置づけられており、今後の雇用の受け皿として期待されている。

## 2. 法律改正等に伴う介護人材施策の見直し等について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、平成23年6月に可決・成立(同年法律第72号)。同法において、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「士士法」)を以下のとおり改正。

### 実務者研修の実施に関する改正等

- 介護福祉士資格取得に当たっての実務経験者に対する実務者研修の受講義務付け(平成19年士士法改正において措置)の施行を3年延期(平成27年4月施行)。
- この改正と併せ、
  - ・ 昨年10月には、実務者研修事業者の要件等について規定する省令を公布し、併せて設置運営指針等の関係通知を発出。
  - ・ 介護福祉士の業務として、喀痰吸引(たんの吸引)等の医療的ケアが導入されることに伴い、介護福祉士の養成課程においても喀痰吸引等の医療的ケアに関する教育内容を追加。関係省令を昨年10月に発出。
    - ➡各都道府県におかれては、管内の介護職員基礎研修等の実施事業者、実務者研修実施を検討する事業者等への積極的な広報・啓発等、研修実施主体参入への特段の配慮をお願いしたい。
- 実務者研修の履修については、既存の介護職員基礎研修・訪問介護研修等の修了者等について、一定程度の読替えが可能。
  - ➡読替可能な研修内容について、地域の関係機関・関係団体等への幅広い周知をお願いしたい。



## 喀痰吸引等の制度の施行

- 介護職員等による喀痰吸引等の業務について、士士法において位置づけを行った(平成24年4月施行)。
  - ※ 従来は、違法性阻却通知により実施可能。すでに当該通知により喀痰吸引等の行為を行っている者については、一定の経過措置を実施(昨年11月に通知発出)。
- 介護福祉士の業務として加わるのは平成27年度国家試験合格者からであるが、すでに介護福祉士資格を有する者や、改正法施行前の資格取得者についても、「認定特定行為業務従事者」として都道府県知事の認定を受ければ、業務実施可能。
- 介護職員等が喀痰吸引等の業務を実施するに当たり、都道府県の登録を受けた登録研修機関において、基本研修及び実地研修の修了が必要。
- 喀痰吸引等の業務を行う事業者は、都道府県知事の登録を受けることが必要。
  - ➡ 本年4月の施行に向け、上記の認定、登録手続、経過措置対象者への証明書交付等の準備をお願いしたい。
- 「都道府県喀痰吸引等研修事業」(喀痰吸引等を行う介護職員の養成事業)及び「喀痰吸引等指導者講習事業」について、平成24年度から社会・援護局において必要な予算を確保予定。
  - ➡ 各都道府県におかれても、必要な予算の確保とともに、人材の確保・養成に向けての積極的な取組をお願いしたい。

### 3. 福祉・介護人材確保対策の促進

#### 福祉・介護人材確保対策の継続

- 平成23年度4次補正予算案において、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の実施期間を延長(平成24年度までの1年間)。
- 併せて、事業内容を見直し、福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置として、福祉・介護人材参入促進事業、潜在的有資格者再就業促進事業等の6事業を実施(国庫補助率:定額10/10)。
  - 各都道府県におかれては、都道府県福祉人材センター等の関係団体と連絡を図り、管内の福祉・介護人材の確保がより一層進むよう取組をお願いしたい。

#### 介護福祉士修学資金貸付事業の拡充

- 介護福祉士修学資金貸付事業について、平成23年度3次補正予算において被災学生に対する貸付に必要な原資を確保。(国庫補助率:3/4)
- 平成24年度予算案においては、貸付対象に実務者研修の受講者を追加するとともに、法人における人事異動等の場合や東日本大震災の被災3県で従事した場合に都道府県区域外でも返還免除とするよう要件を緩和することとしている。(平成24年度の補助率や補助要件等詳細については検討中)
  - 各都道府県におかれては、貸付希望者への資金交付をお願いしたい。

#### その他

- 上記のほか、都道府県福祉人材センター、ハローワーク等との連携による人材確保の取組の推進をお願いしたい。

## 4. 経済連携協定 (EPA) に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ

### 現在の受入状況

- 経済連携協定 (EPA) に基づき、現在、インドネシア (平成20年度～) 及びフィリピン (平成21年度～) の2カ国から介護福祉士候補者の受入れを行っているところ。
- 平成24年度は、インドネシア・フィリピンとも、最大300人の候補者を受入れ予定。先般、受入調整機関である (社) 国際厚生事業団が、日本側の受入施設募集を行ったところ。
- 今後、候補者の確定、受入施設とのマッチングを経て、平成24年5月頃に入国手続きを行い、その後、日本語研修を開始予定。

### 候補者への学習支援

- 意欲と能力のある候補者が試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、日本語及び介護専門知識習得のための支援として、受入施設における学習経費の補助、集合研修及び通信添削指導等を実施 (いずれも地方公共団体に財政負担を求めるものではない)。  
→各都道府県におかれては、管内の受入施設に対する積極的な周知・事業の活用促進をお願いしたい。

### その他

- 平成20年度入国インドネシア人候補者は、平成24年1月に初めて介護福祉士国家試験を受験。
- 国家試験に合格しなかった候補者のうち一定水準を満たす者については、追加的に滞在期間延長 (1年) を認めることとし、受入機関の要件等について検討しているところ。
- 上記2カ国に加え、ベトナムについても、EPA に基づく候補者受入について大幅合意。受入時期等の詳細については、今後、ベトナムとの交渉を経て決定する予定。

### ( 3 ) 地域福祉の推進

# 安心生活創造事業の成果の普及等について

## 「安心生活創造事業」（平成21年度創設のモデル事業）

一人暮らし世帯等への「基盤支援」（「見守り」「買物支援」）を行うことにより、一人暮らし世帯等が、住み慣れた地域で安心・継続して生活できる地域づくりを行う。

### 【事業の3原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

- ・ 制度の谷間の問題
- ・ 善意の支え合いの限界 等

（有識者による成果の評価・検証）

## <「地域福祉推進市町村」による3年間のモデル実施>

（58市町村（6市町は22年から2年間））

## 安心生活創造事業推進検討会

（厚生労働省社会・援護局地域福祉課）

・平成22年5月より開催。平成24年6月頃報告書取りまとめ予定。

### 様々な好事例

- ・ 対象者のもれない把握方策
- ・ 地域内の連携による見守り体制づくり
- ・ 商店街の協力による自主財源の確保等

### 残された課題

- ・ 事業の担い手の確保
- ・ 一層の自主財源の確保等

<24年度以降>

### 全国の市町村へ普及

（新規市町村へ国庫補助（※））

（一部の地域福祉推進市町村に継続的な国庫補助）

### 残された課題についての継続的な取組

+

### 新規市町村への支援

（研修会の開催・視察受け入れ 等）

# (参考)安心生活創造事業の主な取組例

## 【対象者のもれない把握に向けた取り組み】

- 住民自治組織のメンバーが主体となって生活実態調査を実施。調査から戸別訪問を希望された方の自宅を社会福祉士が訪問。
- 福祉介護調査と健康調査による全戸調査を実施して把握した要援護者の個人情報を、行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターで共有。
- 行政と社協が協力してタウンミーティングを行い、自治会に支えあい活動の必要性を説明。その結果、自治会において要援護者やその支援者の家が記載された地図を作成。

## 【見守り体制づくり】

- 自治会長や民生委員などで見守りチームを構成するとともに、住民ボランティアの他、新聞配達員、郵便配達員、水道メーター検針員、乳酸菌飲料販売員等と連携し、新聞や郵便物がたまっている等の異常があれば通報し、安否確認を行う仕組みを創設。
- 団地の自治会・民生委員を中心にNPO法人を設立し、支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守りや買い物支援を実施。
- 住民ボランティアに対して一定の研修を行い、一人暮らし高齢者等に対する定期訪問やサービス紹介等を行う。

## 【自主財源の確保】

- 農家や福祉作業所等と連携し、地域の特産品を活用した製品を製造。売り上げの一部を事業費に充てる。
- 商工会と連携し、一人暮らし高齢者等に対して訪問販売や様々な生活支援サービスを提供する店舗を登録した電話帳を作成し、見守り対象者に対して配布。登録者から広告料を徴収し事業費に充てる。
- 遠方に住んでいる一人暮らし高齢者の家族からの寄付やふるさと納税を活用し、この事業費に充てる仕組みの構築。
- 共同募金や民間事業者による寄付制度の活用、募金箱や寄付金付自動販売機の設置。

# 民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について

少子高齢化の進展、家族機能の変化、虐待や孤立死の問題



地域における多様な生活課題の顕在化、災害時における要援護者の安否確認等

民生委員・児童委員に期待される役割がますます増大

民生委員・児童委員と行政との適切な個人情報の共有が必要

## ○手上げ方式及び同意方式による情報共有

- ・要援護者名簿等への登録を積極的に周知し登録者を募集(手上げ方式)
- ・要援護者に対して個別に情報共有の了解を得る(同意方式)

## ○個人情報保護条例の運用による情報共有(関係機関共有方式)

- ・「明らかに本人の利益になると認められる」として積極的に情報共有
- ・個人情報保護審議会の活用

**民生委員活動に必要な個人情報を市町村は積極的に提供しようご周知願いたい。**

(参考)

「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」(平成19年8月10日 厚生労働省6課長連名通知)(抄)

(3) 民生委員児童委員等に対する情報提供について

特に民生委員児童委員は、災害時に限らず、個人情報保護法施行以降、従来市町村から提供されていたひとり暮らし高齢者名簿、一人親家庭の名簿、新生児のいる家庭の名簿が提供されなくなり、民生委員児童委員活動に支障が生じているとの報告を受けている。民生委員児童委員の日常的な見守り等の平常時の活動が、災害時における要援護者の置かれるであろう状況や必要なニーズを把握するうえで重要であることから、市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないよう配慮願いたい。

# 地域生活定着支援センターの整備について

## (矯正施設退所者の地域生活定着支援事業)

### 現 状

- 法務省特別調査等によれば、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院)入所者の中には、高齢又は障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要な福祉的支援を受けてきていない人が少なくなく、また、親族等の受入先を確保できないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在。
- 従来、矯正施設における処遇と地域における福祉とをつなぐ仕組みがなかったことから、矯正施設退所後、福祉的な支援を受けることができず、生活に困窮して再犯を繰り返してしまう高齢者、障害者が存在することも指摘されている。

### 地域生活定着支援事業

- 高齢又は障害により自立困難な矯正施設退所者について、福祉サービスにつなげるための事前準備等を行う「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備。(平成21年度～)  
【地域生活定着支援センターの整備状況】
  - ・ 平成21年度開設 11県、平成22年度開設 27道府県、平成23年度開設 7都県(平成23年12月現在)
  - ・ 合 計 45都道府県(平成23年12月現在) ※セーフティネット支援対策等事業費補助金(補助率10/10)
- 退所者の帰住地は全国に分布するため、同センターがその役割を果たすためには全国的なネットワークを築く必要がある。未設置県におかれては、平成23年度中の設置をお願いしたい。
- 次年度 「地域生活定着促進事業」として実施
  - 予算案 :セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円のメニュー事業として実施
  - 実施主体:都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)
  - 補助率 :定額(10/10相当)
  - 矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施



# (参考) 地域生活定着促進事業

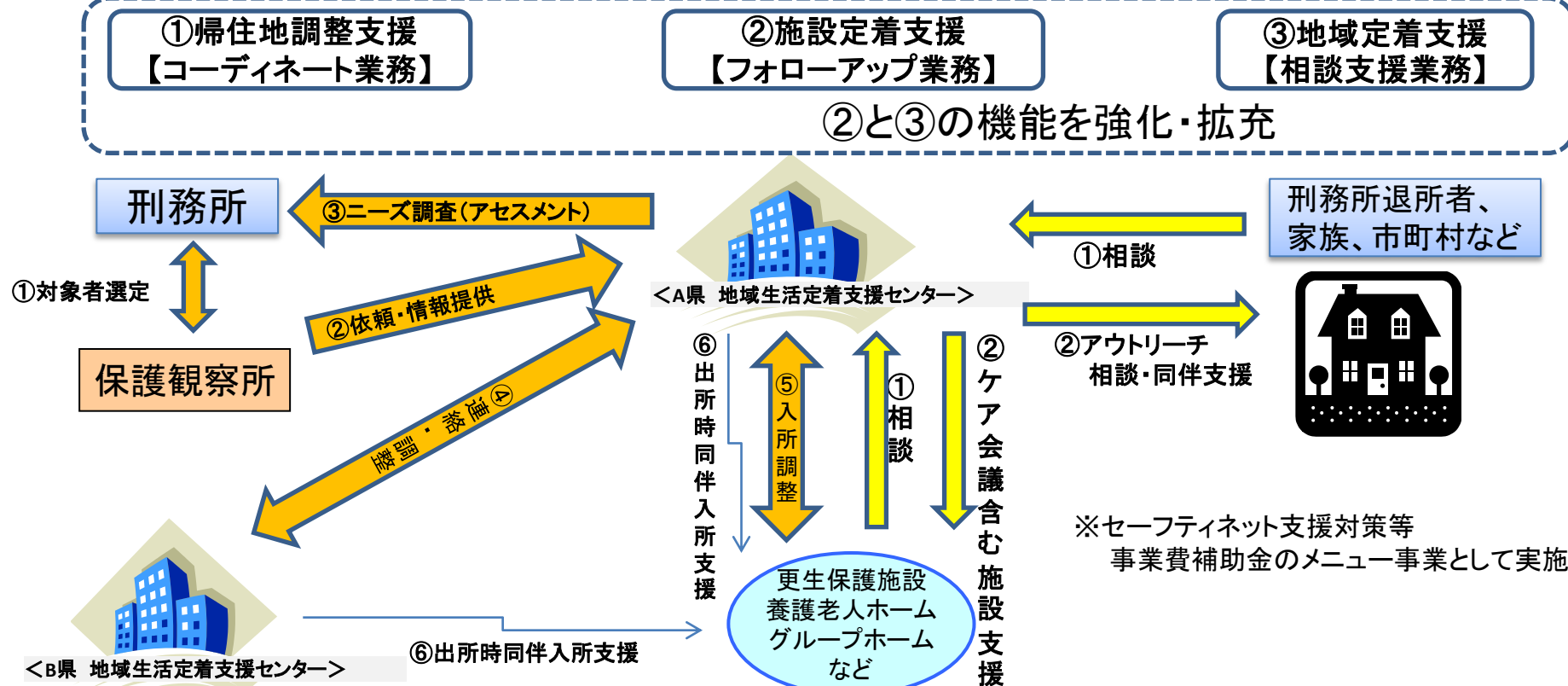
平成24年度

- 高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活に定着をはかるため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して進める地域生活定着促進事業を推進する。
- 地域生活定着支援センターで、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に行う②社会福祉施設入所後の定着のためのフォローアップ業務及び、③退所後の福祉サービス等についての相談支援業務を一体的に行うことにより、社会復帰と再犯防止に寄与する。

(参考) ○受入先がない高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人/年(平成18年法務省特別調査)

○65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は約70%、65歳以上の高齢再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)

○知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)



# ひきこもり地域支援センターの整備について

## (ひきこもり対策推進事業)

### 課題

「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査等より

- ひきこもりに特化した相談窓口がないため、ひきこもり本人又は家族が相談に十分に結びついていないのではないか。
- ひきこもりの支援は長期間に及ぶことから、各段階に応じた対応が必要となるが、各関係機関のネットワークが十分でないのではないか。
- ひきこもり各関係機関における専門職員の知識や支援技術が十分でないのではないか。
- ひきこもり本人又は家族に必要な情報が届いていないのではないか。

といった問題が提起されている。

### ひきこもり対策推進事業の実施

- 各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備し、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保。

【ひきこもり地域支援センターの整備状況】

- ・ 平成21年度開設 18自治体、平成22年度開設 10自治体、平成23年度開設 4自治体(平成23年12月現在)
- ・ 合計 32自治体(平成23年12月現在)
- 平成22年5月に公表された「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」において、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援が有効な支援法とされたことから、平成23年度よりアウトリーチの拡充を図る。平成23年5月に、「ひきこもりに関する相談・支援事例集」を作成・配布
- 未設置の都県・指定都市におかれては、同センターの設置について積極的な検討をお願いしたい。
  - ※ セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円のメニュー事業として実施(補助率1/2)
  - ※ 1か所あたり事業費2,000万円(児童期・成人期の2機能を持たせた場合)

# (参考)ひきこもり地域支援センターの概要

## 課題

- ①ひきこもり本人や家族が十分に相談できずにいるのではないか。
- ②関係機関のネットワークが十分に形成されていないのではないか。
- ③本人や家族にひきこもり施策等の情報が届いていないのではないか。



各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備。

○「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を置き、次の事業を行う。

①第1次相談窓口と  
家庭訪問中心とした支援



ひきこもり本人、家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行う。  
また、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。

②他の関係機関との連携



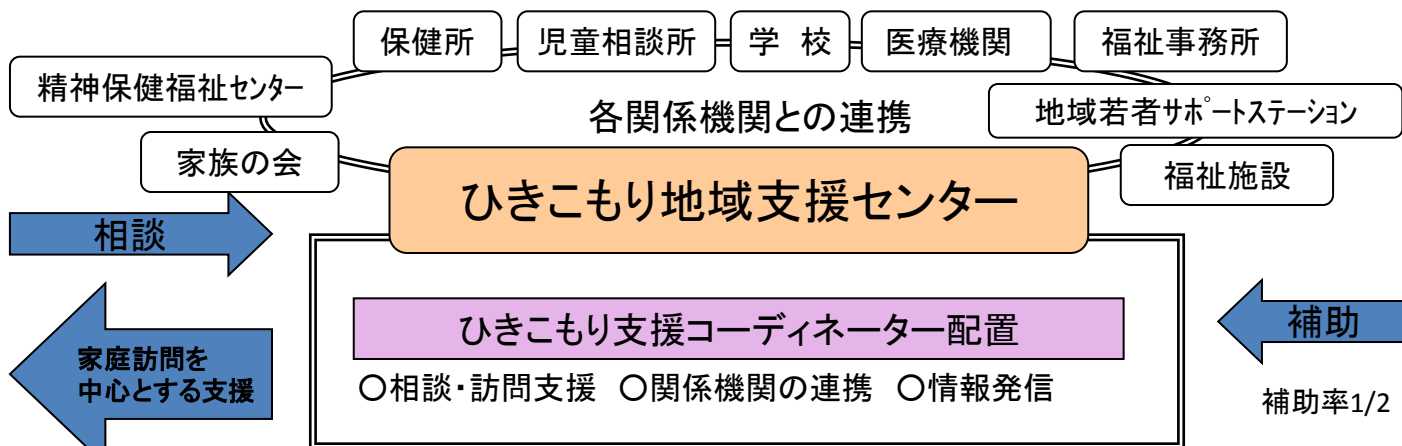
対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。

③情報発信



リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

## ひきこもり地域支援センターの概念図



(注1)実施主体:都道府県・指定都市(運営委託可)

(注2)1か所あたり事業費2,000万円(児童期・成人期の2機能を持たせた場合)

## (4) 消費生活協同組合の指導・監督

# 地域における生協の社会的役割について

## 社会背景

- 少子高齢化社会の進展による地域コミュニティや家族の在り方の変化
- 高齢者等の「孤立防止」「見守り」「買い物支援」等の必要性

## 生協の役割

### <地域社会への貢献>

高齢者等の買い物弱者に対する「見守り」「買い物支援」などの積極的な実施

#### 【具体例】

- 自治体や関係団体と連携し、以下の取組みを実施
  - ・ 交通不便地域への移動車両による食料品・日用品の提供
  - ・ 生協店舗までの買い物バスの運行

先進的な  
取組みの蓄積

### 生協間の連帯

東日本大震災では・・・

各地の先進的な地域貢献の取組みの蓄積が、生協間の連帯により、移動販売、買い物バスの実施など効果的に機能



## 都道府県における後方支援・指導

各都道府県におかれては、以下の支援・指導をお願いしたい。

- ・ 地域におけるニーズ把握
- ・ 所管生協との意見交換
- ・ 財政支援（セーフティネット支援対策等事業費補助金『社会的包摂・「絆」再生事業』の活用など）

# 消費生活協同組合の指導・監督（共済事業における規制の対応）

## 生協法改正

- 平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、生協の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。

## スケジュール

### 【健全性の基準】

- ・ 平成22年3月期末決算から（※1） ・ ・ 支払余力比率の算出
- ・ 平成24年3月期末決算から（※2） ・ ・ 参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ・ 平成25年3月期末決算から（※2） ・ ・ 早期是正措置の指標として適用

（※1）平成21年1月に生協法施行規則及び施行規程を改正済み

（※2）今年度中に生協法施行規則及び施行規程を改正予定

### 【最低出資金規制・兼業規制】

- ・ 平成25年4月から適用

共済事業実施生協を所管する都道府県におかれては、所管生協に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう、上記のスケジュールを勘案しつつ、適切な指導・監督を行うことをお願いしたい。